

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費（令和４年度予算）

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、さらに令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和4年度湧別町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	94,317千円
（歳出）	社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	856,907千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

科目名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国道支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	361,273	264,154	1,338	22,186	73,595
	老人福祉費	12,845	0	2,094	2,490	8,261
	児童措置費	112,890	76,382	352	8,375	27,781
	母子福祉費	5,500	1,292	115	948	3,145
	小計	492,508	341,828	3,899	33,999	112,782
社会保険	社会福祉総務費	64,442	48,330	0	3,732	12,380
	介護事業費	197,553	10,441	0	43,342	143,770
	後期高齢者医療費	47,521	35,640	0	2,752	9,129
	小計	309,516	94,411	0	49,826	165,279
保健衛生	予防費	54,883	359	9,234	10,492	34,798
	小計	54,883	359	9,234	10,492	34,798
合計		856,907	436,598	13,133	94,317	312,859

※事務費及び人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)については除外しています。